

《仮訳（要約）》

BfR 推奨基準 46

架橋ポリエチレンに関する勧告

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。
ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社は資料作成には
できる限り正確に記載するよう努力しておりますが、
その正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありません。
本情報の採否はお客様の判断で行ってください。
また、万一、お客様等が不利益等を被る事態が生じましても、
ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社は一切責任を負うことが
できませんので、ご了承ください。

※ 原典については下記リンク先を参照してください。

https://www.bfr.bund.de/en/bfr_recommendations_on_food_contact_materials-308503.html

※ 原典(1 ページ)より、食品接触材に関する箇所の概要および適用範囲を要約。
翻訳は省略。

概要：

食品・日用品・飼料法典（LFGB）の第2条第6項第1号の意味で商品の製造に架橋ポリエチレンを使用することができる。

ただし、それらは意図された目的に適した上で、以下の条件を満たしている必要がある。

適用範囲：

A. 架橋ポリエチレン

1. 出発物質 勧告 III に準拠したポリエチレン
2. (EU) No 10/2011 で規定されている制限に従って、プラスチック製の食品に接触する商品の製造において許可されている添加物とは別に次の物質も使用可能である。

架橋剤として

- A) 過酸化ベンゾイル
- B) 過酸化ラウリル
- C) 過酸化ジ-tert-ブチル
- D) tert-ブチルペルオキシベンゾエート
- E) 過酸化ジクミル
など

3. 完成品の表面は、過酸化物の陽性反応があってはならない。

B. 物理的（電子線照射）架橋ポリエチレン

1. 出発物質 勧告 III に準拠したポリエチレン
2. (EU) No 10/2011 によって既に許可されているものとは別に、以下の乳化剤も使用可能である。

ジ-(2-エチルヘキシル)スルホコハク酸ナトリウム、最大 1.0%

ポリエチレングリコールドデシルエーテル、最大 1.0%。